

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○IT ツール等を活用した情報共有・可視化による業務効率化を推進します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②下請代金の支払条件

下請代金の現金払と手形払の併用にあたっては、可能な限り現金比率を高めるように努めます。手形支払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払い条件などを見直します。

### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

○すべての社員にひらめきと技術革新をもたらし、『Sakurai グループ』一丸となって連業者をはじめとする全てのステークホルダーに最高の結果をもたらします。

○事業活動を通じて得た利益の一部は社会貢献活動を通じて地域社会に還元をし、社会の持続的発展に貢献する事を約束します。

○約束手形の利用廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○コンプライアンスの遵守を徹底し、取引先に対し優越的な地位を利用して相手に不利益を与える等の不正な取引方法はせず、公正な事業活動を推進します。

2021年11月1日

櫻井工業 株式会社  
企業名

代表取締役 菊地恒雄  
役職・氏名（代表権を有する者）